

「サポカー補助金」に関する表示を行う際の留意点について (3月27日付改訂版)

サポカー補助金につきましては、3月25日付で次世代自動車振興センターより、令和2年度も引き続きサポカー補助金事業が実施される旨が公表されました。

本内容等を踏まえ、当協議会が3月10日付で公表しました「「サポカー補助金」に関する表示を行う際の留意点」の改訂版をまとめましたので、会員各社におかれましては、引き続き、政府や次世代自動車振興センターから公表された内容等に基づき、正確な情報を表示・説明するようにして下さい。

今回改訂した内容は以下のとおりです。

〈補助金の対象者〉

令和2年度中に満65歳以上となる高齢運転者及び令和2年度中に満65歳以上となる高齢運転者を雇用する事業者（令和3年4月1日に65歳の誕生日を迎える方も対象）
ただし、令和2年度中に満65歳となる方は、令和2年3月31日までに登録（届出）
または設置された場合は対象外

なお、後付け装置に関する補助金の対象期間（P14に記載）につきましては、令和2年3月9日以降に販売・取付された後付け装置が対象となります、「令和2年3月9日以降に販売・取付されたものであっても、後付け装置取扱事業者として認定される前に取り付けたものは対象外」となるため、その旨が明確になるよう記載いたしました。

本件に関する問合せは、一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで
TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112

《これまでに公表された内容の主なポイント》

■申請受付開始日 令和2年3月9日（月曜日）

【新車】

■対象となる車種・グレード

経済産業省（2019年12月23日付）及び国土交通省 ニュースリリースを参照
(経済産業省) <https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191223008/20191223008.html>
(国土交通省) http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk7_000030.html

■対象期間

2019年12月23日以降（※）に新車新規登録（登録車）又は新車新規検査届出（軽自動車）された自動車が対象

※同日以降に補助対象に追加された車種については、追加された日から対象になります

【中古車】

■対象となる車種・グレード

2020年3月6日付ニュースリリースを参照

(経済産業省) <https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200306001/20200306001.html>
(国土交通省) https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000336.html

■対象期間

令和2年3月9日以降に中古車として登録（登録車）又は検査証交付（軽自動車）された自動車が対象

【後付け装置（ペダル踏み間違い急発進抑制装置）】

■対象となる装置

経済産業省（2019年12月23日付）及び国土交通省（2019年12月17日付）ニュースリリースを参照

(経済産業省) <https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191223008/20191223008.html>
(国土交通省) https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000328.html

＜補助事業執行団体＞（一社）次世代自動車振興センター

■申請手続き・書類については、次世代自動車振興センターのホームページを参照

（次世代自動車振興センター）<http://www.cev-pc.or.jp/support-car/support-car.html>

【サポカーについて表示する場合の注意点】

■サポカーについて表示する場合は、

①安全運転サポート車のコンセプト、行政から示された「使用上のお願い」

<https://www.safety-support-car.go.jp/temp/rules.pdf>

②安全運転サポート車のWebサイト

<https://www.safety-support-car.go.jp/>

等を踏まえ、また、サポカーの運転支援機能について表示する際は、以下の「運転支援機能の表示に関する規約運用の考え方」等に基づき、運転支援機能の説明や注意喚起等を表示すること

http://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/news/untenshien_5_h30_11.pdf

http://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/news/untenshien_6_h30_11.pdf

※サポカーについて表示する際は、「サポカー／サポカーS」に該当する車両全てが
「サポカー補助金」の対象であるかのように誤解されないように、十分に配慮した
広告宣伝活動を行って下さい

【新車】

【表示が必要と考えられる内容】

1) 補助金の対象者

満65歳以上の高齢運転者である旨（明瞭に表示すること）

＜サポカー補助金制度について詳細に告知できる場合＞

- ・令和2年度中に満65歳以上となる高齢運転者及び令和2年度中に満65歳以上となる高齢運転者を雇用する事業者（令和3年4月1日に65歳の誕生日を迎える方も対象）
ただし、令和2年度中に満65歳となる方は、令和2年3月31日までに登録（届出）または設置された場合は対象外となる旨

2) 補助金の対象車

補助金の対象車は、審査委員会による審査を経た、「①衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」及び「②ペダル踏み間違い急発進抑制装置」を搭載した車である旨

※「メーカー希望小売価格 1,000万円（税抜）超の車両を販売する場合、当該車両は対象外である旨

3) 補助金の額

▶上記①及び②搭載車 ⇒ 登録車10万円、軽自動車7万円

▶上記①搭載車 ⇒ 登録車 6万円、軽自動車3万円

4) 補助金の対象期間

①2019年12月23日以降（※）に新車新規登録（登録車）または新車新規検査届出（軽自動車）された自動車が対象となる旨
※同日以降に補助対象に追加された車種については、追加された日から対象となる旨

②予算申請総額が予算額を超過次第、募集終了となる旨

5) その他の申請条件等

①新車新規登録日または新車新規検査届出日より1年以上の間、原則として同一の者による使用が求められる旨、及び、補助金の返納が必要となる場合がある等、条件がある旨

②自家用自動車については、補助金の交付は、1人につき1台限りとなる旨、及び、法人名義での購入は補助の対象外となる旨

＜サポカー補助金制度について詳細に告知できる場合＞

- ・（上記に加え）事業用自動車については、1事業者につき65歳以上の高齢運転者の人数までが上限である旨

6) 制度の詳細や申請手続き等については、経済産業省や国土交通省、次世代自動車振興センターのホームページで確認されたい旨

＜注意点等＞

※補助金の額を表示する場合は、補助金額について誤解されることのないよう、補助金対象車との関連を明確に表示すること（【広告等における具体的な表示例】2. 参照）

※バナー広告等表示スペースが限られている場合や、テレビ、ラジオ等の電波媒体で時間に制約がある場合は、上記3)～6)については、「補助金の交付を受けるためには条件がある」旨等を表示することで省略することが可能

【広告等における具体的な表示例】

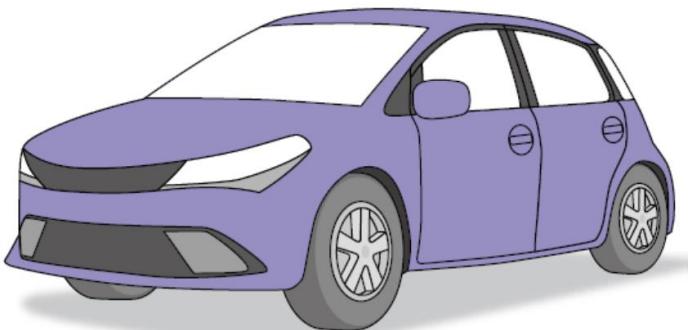
1. 新車の新聞・チラシ広告（メーカー広告）の場合 (サポカー補助金対象車両と関連付けて表示する場合)

スカーレット 1.3X (2WD CVT) メーカー希望小売価格 142.0万円 (※1)

今なら65歳以上の方に
サポカー補助金 10万円
詳細は以下※2をご確認下さい

<標準装備>

- 衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）
- ペダル踏み間違い急発進抑制装置
- 車線逸脱警報
- 先進ライト（自動切換型前照灯）



●衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置、車線逸脱警報、先進ライト等の運転支援機能は、ドライバーの運転支援を目的としているため、機能には限界があり、路面や天候等の状況によっては作動しない場合があります。機能を過信せず安全運転を行って下さい。詳しくは店頭又はWebをご確認下さい。

※1 価格はメーカー希望小売価格で参考価格です。実際の販売価格は各販売店が独自に定めています。保険料、税金（消費税を除く）、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。

※2 サポカー補助金について

- 令和2年度中に満65歳以上となる高齢運転者が対象（令和3年4月1日に65歳の誕生日を迎える方も対象）となります。ただし、令和2年度中に満65歳となる方については、令和2年3月31日までに登録（届出）または設置された場合は対象外となります。
 - 補助金の対象は、審査委員会の審査を経た「衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」と「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」搭載車で、補助金額は登録車の場合です。
 - 補助金の対象期間は、2019年12月23日以降、新車新規登録（届出）された自動車が対象となります。
 - 補助金の交付を受けた新車については、新車新規登録（届出）日より1年以上の間、原則として同一の者による使用（車検証上の使用者名義を変更しないこと）が必要となります。また、補助金の返納が必要となる場合がある等、条件があります。
 - 自家用自動車については、補助金の交付は、1人につき1台限りで、法人名義での購入は対象外となります。
 - 事業用自動車については、法人名義の場合、65歳以上の高齢運転者の人数までが上限となります。
 - 申請総額が予算額を超過し次第、終了となります。
- ★制度の詳細や申請手続き等については、経済産業省や国土交通省、次世代自動車振興センターのホームページをご確認下さい。

<注意点>

- ◆サポカー補助金について表示する場合には、対象者や対象車種・グレード等について、消費者に誤解されることのないよう、十分に配慮した広告宣伝活動を行って下さい。
- ◆2019年12月23日以降に、補助金対象として追加された車種については、補助金の対象期間が、「追加された日以降の新規登録・届出」となりますので注意して下さい。

2. 新車の新聞・チラシ広告（メーカー広告）の場合

（補助金額の異なる複数の車種・グレードを表示する場合）

今なら 65歳以上の方に サポカー補助金※



スカーレット 1.3X
補助金 10万円※



ヒラカワ 1.5G
補助金 6万円※



スマートA
補助金 3万円※

※ サポカー補助金について

- 令和2年度中に満65歳以上となる高齢運転者が対象（令和3年4月1日に65歳の誕生日を迎える方も対象）となります。ただし、令和2年度中に満65歳となる方については、令和2年3月31日までに登録（届出）または設置された場合は対象外となります。
- 補助金の対象は、審査委員会の審査を経た車両で、「衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」及び「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」搭載車は、登録車10万円、軽自動車7万円、「衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」搭載車は、登録車6万円、軽自動車3万円となります。
- 補助金の対象期間は、2019年12月23日以降、新車新規登録（届出）された自動車が対象となります。
- 補助金の交付を受けた新車については、新車新規登録（届出）日より1年以上の間、原則として同一の者による使用（車検証上の使用者名義を変更しないこと）が必要となります。また、補助金の返納が必要となる場合がある等、条件があります
- 自家用自動車については、補助金の交付は、1人につき1台限りで、法人名義での購入は対象外となります。
- 事業用自動車については、法人名義の場合、65歳以上の高齢運転者の人数までが上限となります。
- 申請総額が予算額を超過し次第、終了となります。

★制度の詳細や申請手続き等については、経済産業省や国土交通省、次世代自動車振興センターのホームページをご確認下さい。

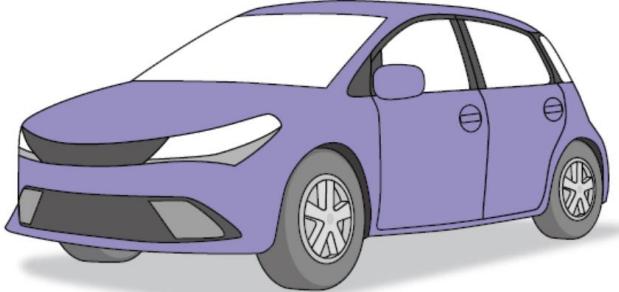
＜注意点＞

- ◆サポカー補助金の額が異なる複数の車種・グレード等を表示する場合は、補助金の額について消費者に誤解されることのないよう、対象車との関連をわかりやすく明確に表示して下さい。

3. テレビCMの場合（サポカー補助金対象車両と関連付けて表示する場合）

【前提】スカーレットの全グレードが補助金10万円の対象車である場合

新型スカーレットご購入で
65歳以上の方に サポカー補助金10万円



サポカー補助金の交付には条件があります。
制度の内容については、Webをご確認下さい。

<注意点>

◆表示スペースが小さい場合等、やむを得ない理由により、「必要と考えられる表示内容」を全て表示できない場合は、「サポカー補助金の交付には条件がある」旨、「制度の内容についてはWebを確認されたい」旨を明瞭に表示して下さい。

4. 新車のバナー広告（広告スペースが220ピクセル×75ピクセル以下）の場合

（サポカー補助金対象車両と関連付けて表示する場合）

<バナーの表示>

スカーレット 1.3X 2WD CVT

車両本体価格 142.0万円

今なら65歳以上の方に
サポカー補助金10万円

サポカー補助金の交付には条件があります。
制度の内容についてはこちらをクリック。

<リンク先ページ>

リンク先ページで
「現状で必要と考えられる内容」
を明瞭に表示

<注意点>

◆表示スペースが小さい場合等、やむを得ない理由により、「必要と考えられる表示内容」を全て表示できない場合は、「サポカー補助金の交付には条件がある」旨、「制度の内容についてはWebを確認されたい」旨を表示し、リンク先を必ず確認するよう促す対応をした上で、リンク先で明瞭に表示して下さい。

◆リンク先ページから、さらにクリックしないと確認できない場合や、ページを下までスクロールしないと確認できないような場合は問題となります。

5. 新聞・チラシ広告やDM、インターネット等の場合

(サポカー補助金対象車両とは関連付けず、現時点で公表されている制度の内容について表示する場合)

今なら令和2年度中に
満65歳以上となる方に

サポカー補助金

【サポカー補助金について】

- 令和2年度中に満65歳以上となる高齢運転者が対象（令和3年4月1日に65歳の誕生日を迎える方も対象）となります。ただし、令和2年度中に満65歳となる方については、令和2年3月31日までに登録（届出）または設置された場合は対象外となります。
 - 補助金の対象は、審査委員会の審査を経た車両で、補助金額は、
 - ▶ 「衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」と「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」搭載車の場合
⇒ 登録車10万円、軽自動車7万円
 - ▶ 「衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」搭載車の場合
⇒ 登録車 6万円、軽自動車3万円
 - 補助金の対象期間は、2019年12月23日以降、新車新規登録（届出）された自動車が対象となります。
 - 補助金の交付を受けた新車については、新車新規登録日または新車新規検査届出日より1年以上の間、原則として同一の者による使用（車検証上の使用者名義を変更しないこと）が必要となります。また、補助金の返納が必要となる場合がある等、条件があります
 - 自家用自動車については、補助金の交付は、1人につき1台限りで、法人名義での購入は対象外となります。
 - 事業用自動車については、法人名義の場合、65歳以上の高齢運転者の人数までが上限となります。
 - 申請総額が予算額を超過し次第、終了となります。
- ★制度の詳細や申請手続き等については、経済産業省や国土交通省、次世代自動車振興センターのホームページをご確認下さい。

<注意点>

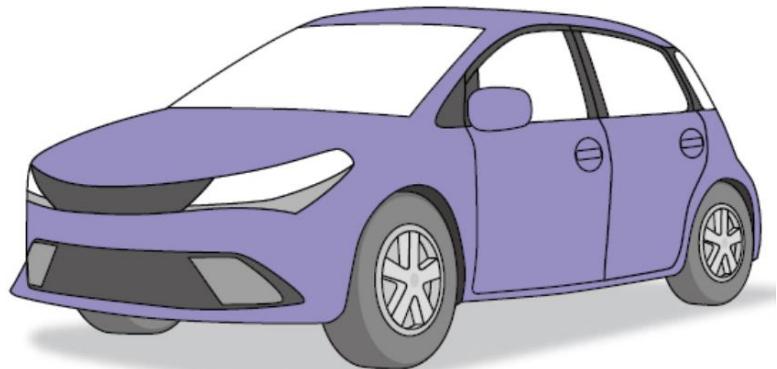
- ◆公表されているサポカー補助金の内容について、わかりやすく明確に表示して下さい。

【問題となる表示例】

1. 補助金の対象者について誤認される（65歳以上であることが明瞭でない）表示

<テレビCMの表示>

新型スカーレットは
サポカー補助金10万円対象車です。



サポカー補助金の交付には条件があります。
制度の内容については、Webをご確認下さい。

<のぼり旗の表示>



<バナーの表示>

スカーレット1.3X 2WD CVT

車両本体価格 142.0万円

今なら
サポカー補助金 10万円

サポカー補助金の交付には条件があります。
制度の内容についてはこちらをクリック。

2. 補助金の対象車両・グレードや補助金額について誤認される表示

<新聞、チラシ広告の表示>

【前提】スカーレット 1.3X は補助金 10 万円、ヒラカワ 1.5G は 6 万円、チョーダ 1.8R は補助金対象外

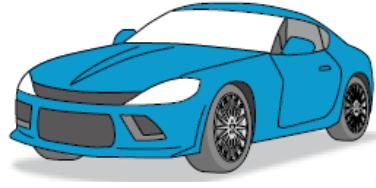
今なら
65歳以上の方に サポカー補助金 10万円※



スカーレット 1.3X



ヒラカワ 1.5G



チョーダ 1.8R

※ サポカー補助金について

- 令和2年度中に満65歳以上となる高齢運転者が対象（令和3年4月1日に65歳の誕生日を迎える方も対象）となります。ただし、令和2年度中に満65歳となる方については、令和2年3月31日までに登録（届出）または設置された場合は対象外となります。
- 補助金の対象は、審査委員会の審査を経た「衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」と「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」搭載車で、補助金額は登録車の場合です。
- 補助金は、スカーレット 1.3X は 10 万円、ヒラカワ 1.5G は 6 万円となります。チョーダ 1.8R は対象外となります。
- 補助金の対象期間は、2019年12月23日以降、新車新規登録（届出）された自動車が対象となります。
- 補助金の交付を受けた新車については、新車新規登録日または新車新規検査届出日より 1 年以上の間、原則として同一の者による使用（車検証上の使用者名義を変更しないこと）が必要となります。また、補助金の返納が必要となる場合がある等、条件があります。
- 自家用自動車については、補助金の交付は、1 人につき 1 台限りで、法人名義での購入は対象外となります。
- 事業用自動車については、法人名義の場合、65歳以上の高齢運転者の人数までが上限となります。
- 申請総額が予算額を超過し次第、終了となります。

★制度の詳細や申請手続き等については、経済産業省や国土交通省、次世代自動車振興センターのホームページをご確認下さい。

<バナー広告の表示>

【前提】スカーレットの全グレードがサポカーSだが、補助金の対象は一部グレードのみ

スカーレットなら
全グレードがサポカーS



今なら65歳以上の方に
サポカー補助金 10万円

サポカー補助金の交付には条件があります。
制度の内容はこちらをクリック。

【中古車】

【表示が必要と考えられる内容】

1) 補助金の対象者

満65歳以上の高齢運転者である旨（明瞭に表示すること）

＜サポカー補助金制度について詳細に告知できる場合＞

- ・令和2年度中に満65歳以上となる高齢運転者及び令和2年度中に満65歳以上となる高齢運転者を雇用する事業者（令和3年4月1日に65歳の誕生日を迎える方も対象）
ただし、令和2年度中に満65歳となる方は、令和2年3月31日までに登録（届出）または設置された場合は対象外となる旨

2) 補助金の対象車

補助金の対象車は、審査委員会による審査を経た、「①衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」及び「②ペダル踏み間違い急発進抑制装置」を搭載した車である旨

※新車時の「メーカー希望小売価格 1,000万円（税抜）超の車両を販売する場合、当該車両は対象外である旨

3) 補助金の額

▶上記①及び②搭載車 ⇒ 中古車 4万円 ▶上記①搭載車 ⇒ 中古車 2万円

4) 補助金の対象期間

①令和2年3月9日以降に中古車として登録（登録車）または検査証交付（軽自動車）された自動車が対象となる旨

②予算申請総額が予算額を超過次第、募集終了となる旨

5) その他の申請条件等

①中古車として登録（登録車）又は自動車検査証交付（軽自動車）された日より1年以上の間、原則として同一の者による使用が求められる旨、及び、補助金の返納が必要となる場合がある等、条件がある旨

②自家用自動車については、補助金の交付は、1人につき1台限りとなる旨、及び、法人名義での購入は補助の対象外となる旨

＜サポカー補助金制度について詳細に告知できる場合＞

- ・（上記に加え）事業用自動車については、1事業者につき65歳以上の高齢運転者の人数までが上限である旨

6) 制度の詳細や申請手続き等については、経済産業省や国土交通省、次世代自動車振興センターのホームページで確認されたい旨

＜注意点等＞

※対象車種に該当する場合でも「①衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」及び「②ペダル踏み間違い急発進抑制装置」の機能を備えていない車両や、当該機能を備えていても、適切に作動する状態にない車両は補助の対象外となります

※補助金の対象ではない車両が、対象であるかのように誤解されることのないよう、対象車両とは表面と裏面で分ける、太枠で区分する等、明確に区分けして表示すること

※バナー広告等表示スペースが限られている場合や、テレビ、ラジオ等の電波媒体で時間に制約がある場合は、上記3)～6)については、「補助金の交付を受けるためには条件がある」旨等を表示することで省略することが可能

【広告等における適切と考えられる表示例】

中古車の在庫情報と併せてサポカー補助金対象車と対象でない車両を明確に区分けして表示
<新聞、チラシ広告の表示>

中古車フェア開催！

中古車も 65 歳以上の方を対象に「サポカー補助金」!!



補助金4万円

スカーレット 1.3X
初度登録●年
走行・・・・・
・・・・・



補助金4万円

ヒラカワ 1.5G
初度登録●年
走行・・・・・
・・・・・



補助金2万円

スマートA
初度登録●年
走行・・・・・
・・・・・

★65歳以上の方を対象に中古車にも「サポカー補助金」

補助金の対象となる中古車等、制度の詳細や申請手続き等については、経済産業省や国土交通省、次世代自動車振興センターのホームページをご確認下さい。

<サポカー補助金について>

★令和2年度中に満65歳以上となる高齢運転者が対象（令和3年4月1日に65歳の誕生日を迎える方も対象）となります。ただし、令和2年度中に満65歳となる方については、令和2年3月31日までに登録（届出）または設置された場合は対象外となります。

★補助金の対象は、以下の①又は②のうち、審査委員会の審査を経た車両です。

- ①「衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」及び「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」搭載車 <中古車> 4万円
- ②「衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」搭載車 <中古車> 2万円

★補助金の対象車は、令和2年3月9日以降、中古車として登録（登録車）又は自動車検査証交付（軽自動車）された自動車が対象となります。

★補助金の交付を受けた中古車については、中古車として登録（登録車）又は自動車検査証交付（軽自動車）された日より1年以上の間、原則として同一の者による使用（車検証上の使用者名義を変更しないこと）が必要となります。また、補助金の返納が必要となる場合がある等、条件があります。

★自家用自動車については、補助金の交付は、1人につき1台限りで、法人名義での購入は対象外となります。

★事業用自動車については、法人名義の場合、65歳以上の高齢運転者の人数までが上限となります。

★申請総額が予算額を超過し次第、終了となります。



チョーダ 1.8R
初度登録●年
走行・・・・・
・・・・・



コートリ 1.5G
初度登録●年
走行・・・・・
・・・・・



スマートB
初度登録●年
走行・・・・・
・・・・・

<注意点>

- ◆補助金対象車と併せて、対象ではない車両を掲載する場合は、対象車と対象でない車両を表面と裏面で分ける、太枠で区分する等、明確に区分けして表示して下さい。
- ◆サポカー補助金の額が異なる複数の車種・グレード等を表示する場合は、補助金の額について消費者に誤解されることのないよう、対象車との関連をわかりやすく明確に表示して下さい。

【問題となる表示例】 広告掲載されている中古車が全て補助金の対象であると誤認される表示

<新聞、チラシ広告の表示>

【前提】 チョーダ 1.8R 以外は補助金の対象だが、チョーダ 1.8R は補助金対象外

中古車フェア開催！サポカー勢ぞろい！ 中古車も 65 歳以上の方を対象に「サポカー補助金」!!



スカーレット 1.3X
初度登録●年
走行・・・・・
・・・・・



ヒラカワ 1.5G
初度登録●年
走行・・・・・
・・・・・



チョーダ 1.8R
初度登録●年
走行・・・・・
・・・・・



スマールA
初度登録●年
走行・・・・・
・・・・・

<サポカー補助金について>

★令和2年度中に満65歳以上となる高齢運転者が対象（令和3年4月1日に65歳の誕生日を迎える方も対象）となります。ただし、令和2年度中に満65歳となる方については、令和2年3月31日までに登録（届出）または設置された場合は対象外となります。

★補助金の対象は、以下の①又は②のうち、審査委員会の審査を経た車両です。

- ①「衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」及び「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」搭載車 <中古車>4万円
- ②「衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」搭載車 <中古車>2万円

★補助金の対象車は、令和2年3月9日以降、中古車として登録（登録車）又は自動車検査証交付（軽自動車）された自動車が対象となります。

★補助金の交付を受けた中古車については、中古車として登録（登録車）又は自動車検査証交付（軽自動車）された日より1年以上の間、原則として同一の者による使用（車検証上の使用者名義を変更しないこと）が必要となります。また、補助金の返納が必要となる場合がある等、条件があります

★自家用自動車については、補助金の交付は、1人につき1台限りで、法人名義での購入は対象外となります。

★事業用自動車については、法人名義の場合、65歳以上の高齢運転者の人数までが上限となります。

★申請総額が予算額を超過し次第、終了となります。

★補助金の対象となる中古車等、制度の詳細や申請手続き等については、経済産業省や国土交通省、次世代自動車振興センターのホームページをご確認下さい。

【後付け装置】

【表示が必要と考えられる内容】

1) 補助金の対象者

①満65歳以上の高齢運転者である旨（明瞭に表示すること）

＜サポカー補助金制度について詳細に告知できる場合＞

・令和2年度中に満65歳以上となる高齢運転者及び令和2年度中に満65歳以上となる高齢

運転者を雇用する事業者（令和3年4月1日に65歳の誕生日を迎える方も対象）

ただし、令和2年度中に満65歳となる方は、令和2年3月31日までに登録（届出）または設置された場合は対象外となる旨

②補助金の支給は、満65歳以上となる高齢運転者に後付け装置を販売する「後付け装置取扱い事業者」として認定を受けた者である旨

※購入者は、後付け装置の購入・取付に要する費用から補助金分が控除された額を支払うことになります

2) 補助金の対象装置

補助金の対象装置は、審査委員会による審査を経た、「後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置」

3) 補助金の額

▶障害物検知機能付 ⇒ 4万円 ▶障害物検知機能なし ⇒ 2万円

4) 補助金の対象期間

①令和2年3月9日以降に販売・取付された後付け装置（ただし、後付け装置取扱い事業者として認定される前に取り付けたものは対象外）となる旨

②予算申請総額が予算額を超過次第、募集終了となる旨

5) 制度の詳細や申請手続き等については、経済産業省や国土交通省、次世代自動車振興センターのホームページで確認されたい旨

＜注意点等＞

※認定を受けた取扱い事業者以外が取付を行ったものは補助の対象外となります

※補助金が直接消費者に交付されるかのように誤解されることのないよう表示すること

※バナー広告等表示スペースが限られている場合や、テレビ、ラジオ等の電波媒体で時間に制約がある場合は、上記3)～5)については、「補助金の交付を受けるためには条件がある」旨等を表示することで省略することが可能

【広告等における適切と考えられる表示例】

「後付け装置」についても（情報提供の一環として）表示する場合

＜省スペースの新聞、チラシ広告の表示＞

65歳以上の方に サポカー補助金がスタート

新車

最大10万円

中古車

最大4万円

後付け装置

最大4万円

※販売事業者に交付

★補助金の対象は、以下の①～③のうち、審査委員会の審査を経たもので、制度の詳細や申請手続き等については、経済産業省や国土交通省、次世代自動車振興センターのホームページをご確認下さい。

①「衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」及び「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」搭載車

＜新車＞登録車10万円、 軽自動車7万円 ＜中古車＞4万円

②衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）搭載車

＜新車＞登録車 6万円、 軽自動車3万円 ＜中古車＞2万円

③後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置（販売する事業者に対する交付となります。）

＜障害物検知機能付＞4万円 ＜障害物検知機能なし＞2万円

★補助金の交付には条件があります。

＜注意点＞

◆補助金が、購入者に直接交付されるかのように誤解されないよう表示して下さい。

【問題となる表示例】 「後付け装置」の購入者が補助金の交付を受けられるような表示

＜省スペースの新聞、チラシ広告の表示＞

65歳以上の方に サポカー補助金がスタート

新車

最大10万円

中古車

最大4万円

後付け装置

最大4万円

★補助金の対象は、以下の①～③のうち、審査委員会の審査を経たもので、制度の詳細や申請手続き等については、経済産業省や国土交通省、次世代自動車振興センターのホームページをご確認下さい。

①「衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」及び「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」搭載車

＜新車＞登録車10万円 軽自動車7万円 ＜中古車＞4万円

②衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）搭載車

＜新車＞登録車 6万円 軽自動車3万円 ＜中古車＞2万円

③後付け装置（後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置）

＜障害物検知機能付＞4万円 ＜障害物検知機能なし＞2万円

★補助金の交付には条件があります。